友愛薬局勝田台店 の行っているサービス内容について

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料３イ	当薬局は調剤基本料３イの施設基準に適合する薬局です。
調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項	
調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、 薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。 薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。 薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。
地域支援・医薬品供給対応体制加算に関する事項	
地域支援・医薬品供給対応体制加算４	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ～医薬品の安定供給に資する要件～ イ 地域における医薬品の安定供給を確保するために以下の体制を有しています。 ・医薬品の安定供給に向けた計画的な調達や在庫管理を行うこと。 ・ 他の保険薬局に医薬品を分譲した実績（同一グループは含めない）があること。 ・ 医薬品供給不安等により、迅速な医薬品入手が困難な場合は、入手可能な保険薬局を探し、在庫を確認の上、患者を紹介や、処方医に処方変更の可否を照会する等適切な対応をすること。 ・ 重要供給確保医薬品のうち内用薬及び外用薬であるものは１ヶ月程度の備蓄をするよう努めること。 ・ 原則として、単品単価交渉の実施をしていること。 ・ 卸売販売業者への頻回配送・休日夜間配送・急配に係る過度な依頼を慎むこと。 ・ 温度管理を要する医薬品や在庫調整を目的とした卸売販売業者への医薬品の返品は慎むこと。 ・地域の保険医療機関や保険薬局、医療関係団体と連携し、取り扱う医薬品の品目についての情報共有や、事前の取り決めを行っておくこと。 ロ 当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が85％以上です。 ～地域医療への貢献に対する要件～ ・1,200品目以上の医薬品の備蓄 ・他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通 ・医療材料・衛生材料の供給体制 ・麻薬小売業者の免許 ・当薬局で取り扱う医薬品に係るの情報提供に関する体制 ・診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制 ・保健医療・福祉サービス担当者との連携体制 ・在宅患者に対する薬学的管理・指導の実績（薬局あたり年24回以上） ・在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等 ・医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集 ・プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み ・副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備 ・服薬管理指導料の「注１」に規定する服薬管理指導を行う旨の届出 ・患者毎に服薬指導の実施、薬剤服用歴の作成 ・管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験5年以上、常勤、当該薬局１年以上在籍） ・薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等） ・患者のプライバシーに配慮したえ服薬指導を実施する体制 ・要指導医薬品・一般用医薬品の販売（48薬効群）・緊急避妊薬の備蓄 ・健康相談・健康教室の取り組み ・地域内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止 ・セルフメディケーション関連機器の設置 ・薬事未承認の研究用試薬・検査サービスの提供無し

連携強化加算に関する事項	
連携強化加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・第二種指定医療機関の指定 ・新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知 ・新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有 ・災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施 ・オンライン服薬指導の整備・セキュリティー全般に対する対応 ・要指導医薬品・一般用医薬品の販売
在宅薬学総合体制加算１に関する事項	
在宅薬学総合体制加算１	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出 ・訪問薬剤管理指導の実績48回以上／年 ・開局時間外における在宅業務対応（在宅協力薬局との連携含む） ・在宅業務実施体制に係る地域への周知 ・在宅業務に関する研修（認知症・緩和医療・ターミナルケア）及び学会等への参加 ・医療材料及び衛生材料の供給体制 ・麻薬小売業者の免許の取得 ・服薬管理指導料の「注１」に規定する服薬管理指導を行う旨の届出
電子的調剤情報連携体制整備加算に関する事項	
電子的調剤情報連携体制整備加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・レセプト電子請求を行っている。 ・オンライン資格確認を行う体制を有している。 ・保険薬剤師が、オンライン資格確認を利用して取得した診療情報等を閲覧又は活用して調剤を行うことができる体制を有している。 ・電子処方箋を受け付け、調剤する体制を有している。 ・原則として全ての調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスに登録している。また、調剤に際しては、電子処方箋管理サービスの重複投薬等チェック機能を用いて、患者の服用する薬剤における有効成分の重複その他薬物療法上の薬学的知見の観点から不適切な組合せが生じていないかの有無を確認することができる体制を整備している。 ・電磁的方法による調剤録及び薬剤服用歴の管理の体制を有している。 ・電子的調剤情報連携体制整備加算を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が30％以上である。 ・ オンライン資格確認等システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得及び閲覧し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を活用している。 ・マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる。 ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施している。 ・マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有している。
服薬管理指導料の「注１」に規定する服薬管理指導を行う旨の届出に関する事項	
服薬管理指導料 「１のイ」及び「２のイ」	当薬局には以下の基準を満たすかかりつけ薬剤師が在籍しています。 ・保険薬剤師の経験３年以上 ・週31時間以上の勤務 ・当薬局へ６ヶ月以上の在籍 ・研修認定薬剤師の取得 ・医療に係る地域活動の取組への参画 患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

調剤ベースアップ評価料に関する事項	
調剤ベースアップ評価料	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・40歳未満の薬剤師、事務職員が勤務している。 ・対象職員の賃金の改善を実施するにつき必要な体制が整備されている。
バイオ後続品調剤体制加算に関する事項	
バイオ後続品調剤体制加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・バイオ医薬品の適切な保管及び患者への適切な説明が可能。 ・バイオ後続品の調剤を行うにつき必要な体制が整備されている。
調剤物価対応料に関する事項	
調剤物価対応料	物価上昇による薬局の維持管理コスト（光熱費・医療材料等）の高騰による経営負担を軽減します。

友愛薬局勝田台店	管理薬剤師：人見美和
所在地：千葉県八千代市勝田台3-44-2	TEL：047-486-1611
	FAX：047-486-6611